村だより

発行所
松之山村役場
村長佐藤重孝
電話松之山4・15番
印刷所
高田市本町二丁目
関沢印刷所

村だより発刊に当りて

佐藤重孝

民主的に村政の運営をすすめるには、多くの村民の意志に基いて、地方の実情に即したものでなければならないと考えて居ります。そのためには、やはり村行政上のいろ〳〵な事柄や実情を村民各位から知悉していただき、正しい判断の上に立つての御理解も御協力も頂きたいものだと念願してまいました。この事のためには村だよりの刊行、或は村政報告会などに依り目的を達したいと存じて参つた次第であるが、今日までその実行の様を得られず過してきた事を汗顔の至に存じて居ります。幸いこのたび庁内各係りの協力を得て村だよりを村民各位に送り出来ます事を誠ればせ乍ら喜んでいる次第であります。地方自治法が制定されて十ヶ年を過ぎ、この十ヶ年の地方自治の歴史をふり返ってみる時に自治制度の民主化と確立安定化への努力があり、地方財政健全化への努力がなされ、合併新市町村建設への努力等がいづれの地方自治体に於ても払われてきた三つの努力であり苦闘の跡であつたと思うものであります。然し乍ら、これら三つの苦闘と努力は多くの自治体が完成の域に到達していないのが実状でなかろうかと存じます。したがつて自治体これからの十年の前半は更に三つの目標への努力の連続でなければならないと信ずるものであります。この目標への前進を期して層一層の努力を傾注いたしたいと存じますので、村民各位の絶大なる御同情、御協力をお願い申し上げます。所懐の一端を述べ、村便り発刊に当っての御挨拶といたします。

5月22日　衆議院議員総選挙投票日

同時に最高裁裁判官の国民審査も

皆さん来る五月二十二日には衆議院議員の総選挙が行われます。同時に最高裁裁判官の国民審査も行われます。次のことに注意して一人残らず間違いのない正しい立派な選挙を行ないましょう。

名簿から洩れおちのない様補充選挙人名簿の申請をして下さい

補充名簿は皆さんの申請によって作成しますからもれ落ちのない様に、次の該当者は部落役さんに申し出て下さい。

。昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿後満二十歳に達した者（即ち昭和十二年十二月二十二日から昭和十三年五月二日までに生まれた者）で本村に現住している者。

。新らたに本村に住むようになつてから三ヶ月以上になる者。

。基本選挙人名簿にもれ落ちになつた者。

選挙人名簿を閲覧下さい

五月十三日から十六日までの四日間役場及び支所で選挙人名簿を縦覧します。

棄権、出張、転居予定の方は不在者投票を

次のことに該当する者は直接本人が投票（又は支所）へお出でになつて貴重な一票を投じて下さい。

。選挙当日棄権、出張、転居期出張等で不在になる予定の者。

。選挙当日頃お産前後の予定の者

又皆さんの家庭で本村の名簿にのつている者で出張されている者がありましたら不在者投票の請求をしていただく様、出張者へ御連絡いたさたいと思います。

投票所での順序を間違わない様に

投票の順序を次のとおり決定いたしましたから間違いのない様にして下さい。

。先づ衆議院議員選挙の投票用紙に候補者一人の名前を書いて投票します。（赤色の投票用紙です）

。次に最高裁判官の審査請求を行ないます。やめさせたいという場合にのみ名前の上に×印を書きますが、その他の場合は何も書かずにそのまゝ投票箱へ入れて下さい。（黒色の投票用紙です）

字の書けない者は代理投票

字の書けない者はなるべく家族の者と一所に投票所にお出でになつて代理者から書いてもらつて下さい。

立会演説会は五月八日松代で

五月八日午後一時から松代小学校において立会演説会が開催されますから多数お聞き下さい。

選挙公報

五月十五日頃〝選挙公報〟を全世帯へ配布しますからよく読んで正しい選挙を行なつて下さい。

その他、御不明の点がありましたらお問い合せ下さい。

農業振興計画の立案成る

米は二ヶ年後に二割五分の増収を見込む　家畜頭数の大巾な増加を図る

最近における稲作技術は著しい進歩をとげ、これに従つて生産も次第に向上しておりますが、村平均反収は二石二斗程度であつて、更に飛躍的な増収が期待されております。

新農村建設総合対策に関する農業振興計画にこの程衛星村農業計画に基られており、その内容は次の通りであります。

1. 青苗技術において改良苗代の実施面積は全苗代の四二%に達したこと。
2. 病害虫の防除において農薬使用額は反当総収入の二・一%に及んでいること。
3. 施肥について技術の向上と家畜飼育頭数が著しく増加し、一、二九単位に達し、これらによる有機質の投下が地力の培養に大きく力となつていること。
4. 普及技術が向上していること。米の増収はこれらの技術を一層伸長することであると考え、村農業計画は以上の関点に立つて樹立されております。

1. 病害虫の防除機具の整備について

村有防除機具（動力）整備の目標は五〇台であります が、これは水田二〇町歩当一台の割合となり本年度購入する二一台を含めて既に四二台の整備が成されることになります。

2. 簡易堆肥舎の設置について

良質な堆肥を生産し、地力の増強を図るため堆肥舎の設置を奨励し、本年度五十基の予定を以て事業費の二割以内を助成する。

3. 牛の導入について

大家畜を有しない農家で、牛を飼育しようとする熱意を有し、自力で資金調達困難を認められるものに対し本年二〇頭の予定を以て導入資金金額、所属農協より融資し、これに必要な利子補給を行なう。

4. サイロの設置について

家畜の飼養において、冬季間の飼料保存の面でサイロは不可欠の施設である。本年度は特に養鶏用最小型サイロ五十基と、更に小、中型二〇基、計七〇基を予定し申し上げます。

5. 開田について

本年度開田面積二町歩を予定し、経営面積を拡大するため二歩以上、三枚以内開田したものに対し、事業費の一割五分以内を助成する。

6. 普請費について

普請費に対し事業費の二割以内を助成する。

なおメートル法使用の強制法以外の単位を使うと罰せられますよ〟というのが正しい意味なのです。

問　取り引きや証明というのは

村長　正確にはなか〳〵むつかしい定義が必要でありましょうが、要するに日常私達が物を買ったり、又は人に売ったりする場合及び役場や長務などであることがらを証明する場合などをいいます。

メートル法

メートル法は最長の単位です　日本中がメートル法になる日がやつて来ます

問　来年一月一日からメートル法が実施されるといわれていますが

村長　どくわかり易くいう意味で〝昭和三十四年一月一日からメートル法になります〟といっていますが、これは正しくない。正確にいえば現在既に日本の計量単位はメートル法一本ときめられており（大正一三・七・一日施行）、メートル法を使うのが当り前であつて、たゞ従来から使っている尺貫法や、ヤード・ポンド法などのメートル法以外の単位の使用を一気に止めようというのは無理だという見地から、ある程度の猶予期間が必要だというので、〝昭和三十二年十二月三十一日迄はメートル法以外の単位を使つてもよろしい。しかし、この期限の切れたのち、すなわち昭和三十四年一月一日以後は「取り引き」や「証明」にメートル法以外の単位を使うことは出来ない。

問　土地、建物については

村長　計量法では「土地、建物に関しては、昭和三十三年十二月三十一日以後の政令で定める日」となつてはいるが、ちょつと古い話になりますが、当時にさかのぼつてみないとほんとうの事情がはつきりしない。大正十年、旧度量衡法を改正してメートル法を採用した（施行は大正一三年）当時、土地、建物関係をメートル法に変えるとすれば土地台帳を書き換えるだけでも莫大な人件費がかゝるということで反対があつた。又この外、国粋主義の思想があり、伊勢神宮、その他由緒ある建物を外来のメートル法によつて測るなどは日本の尊厳を傷けるようであるなど強い反対論があつた。

結局、土地、建物に関しては例外な扱いとし、そのまゝ現在に至っている訳ですしかし状勢としても「政令で定める日」は決して遠くはないでしょう。

問　一般に対する改革が大切だと思いますが、村としては

村長　何よりも啓蒙が一番重要だと考えています。差し当り

一、一般家庭に対しては公民館や青年、婦人団体と提携いして随時啓蒙の方法を行なう。

二、各商店を対象とした講習会の開催。

三、日常に便利なメートル法の早見表を全戸に配布する。

この外どうしたらよいか、適当な方法を皆様でお気付きでしたら私迄お知らせ下されば幸いです。期待しています。

公明選挙

左右されるな自分で選べ
よく見よく聞きよく選べ
きれいな選挙でよい政治
世界が見ている大事な一票

いろ〳〵な求人があります

農閑期は長野、群馬へ援農に

出稼ぎされた皆様、長い間御苦労様でした。

皆様のお帰りを迎う様にして、又皆さんから来てもらいたいと、いろ〳〵な求人が入つて居ります。就職や短期間の農閑期利用の長野群馬への援農等の希望者は是非役場へ御相談下さい。

一、自衛官の募集について

自衛隊は身心の鍛練場であり、又職業としても充分考えられるものと思います。

昭和三十二年度第一次受附並に試験は五月九日迄でありますが、六月から第二次の募集が開始されますから振つて応募して下さい。

一、海外移住について

南米方面への家族移住並に単独青年移住者の募集もあります。其の状態を知りたい方は役場へお問合せ下さい。

自転車、荷車税は廃止

木材引取税の税率引き下げ

農業、勤労所得の合算方法改正

所年以来、地方税制の安定化ということがいわれておりましたが、今年は、また自転車荷車税の廃止、木材引取税の税率引下げ、その他若干の改正がありましたので、現在直接皆様に関係ある改正点を次に列記致します。

(一)**自転車荷車税の廃止**

長年要望でありました自転車荷車税が廃止されまして、オートバイ、バイク等原動機のある車が軽自動車税として、当該市町村で課税されることになりました。

（現在、鑑札のある自転車、荷車、リヤカー等の鑑札は、今の所どうなるか不明ですから、何れ指示あるまでは、その儘にして置いて下さい）

(二)**木材引取税の税率の改正**

木材引取税の税率が改正されましたが、施行期日が左記の通りでありますので、徒らな紛糾もなく、明朗にして適正な課税ができますことを期待しております。

四月一日から六月三十日までの引取には　引取価格の4/100です

七月一日以降の引取については　引取価格の2/100です

(三)**農業税の改正**

同一世帯に住む者の勤労所得と農業所得の合算については、農業経営の方針を決定する支配的影響力を持つ者に、所得が合算されていたのを改正したものである。たとえば、主人が会社、官庁、地方団体などに勤務していてその妻が農村に従事している場合は、妻の農業所得が主人の勤労所得に合算され、上乗せされた税率が適用されていたのが改められたのである。

1. **生計を主宰している方**
官庁、会社、地方団体などに勤務するなど、他に主たる職業を有する方に次に掲げる事情がある者は、農業所得を妻に分離することができます。

一、農業がおおむね水田三反以下で平年作における農業所得がおおむね五〇、〇〇〇円程度以下（本年は四七、五〇〇円）で妻の内職程度の場合。

但し、水田一町歩以上（平年作における農業所得がおおむね一七〇、〇〇〇円以上）の方は分離できません。

二、主人が、主たる職業に常勤で一日の勤務時間が八時間以上である場合。

三、学校を卒業後、引続き勤務しているなどで農業に従事する知識経験がないと認められる場合。

四、勤務地が遠隔の地であるため、日曜日、祭日以外に帰宅できない場合。

2. **親子間における農業について**

一、父子ともに農業に従事している場合、子が三十歳以上に達し、生計を主宰するに至った場合は子の所得とする。

二、生計を主宰している父が会社、官庁、地方団体などに勤務するなど、他に主たる職業を有し、子が主として農業に従事している場合には、子が二十五歳以上であれば、子がその農業の経営者であるものとする。

国保を基盤として医療保障制度の充実へ

入院の給食制限を解除しました

皆様、既に新聞やラジオ等で御承知の如く、国民待望の医療保障制度は国民健康保険を基盤として、政府が漸く文化国家の建設第一歩を国民皆保険に求められ、前年度より五ヶ年計画が打ち出されて、目下二年度を迎えております。

現在、国民健康保険法の改正案が国の議会に於て審議中でありましたが、議会解散により保留となりましたいづれ新議会に於て決定される見込みです。

国保法の改正案の要綱によりますと従来と異なる点の一部は左記の通りです。

被保険者の範囲は一般、職域の二本建とすること。

保険給付（療養給付等）の範囲は健康保険に準ずること。

昭和三十三年度本村国民健康保険の運営計画の概要は左記の通りですから、皆様方に新聞やラジオ等保険者が療養の給付を受けようとするときは県知事の指定を受けた指定医療機関で受けなければならない。

1、**保険税は一割増**

保険税の予算額は前年度より世帯平均約一割増額と村議会で決定しております。

国の補助金の交付については従来療養給付費の百分の二十を負担する、事務費（国保の人件費、物件費）の全額を負担する。保健婦設置費の三分の一を負担するとされておりましたが更に調整交付金（療養給付費の百分の五が考慮されております。以上が法の改正点の一部の概略でありますが末端市町村はその趣旨に基いて事業内容の充実を期するよう努めることが必要であります。

昭和三十三年度本村国民健康保険の運営計画の概要は本年度は（四月一日より）国保給付の改善向上に努めるようにしました。

1. 給付内容については前年度は入院料の額（食事）の給付を除外しておりましたが本年度は（四月一日より）給付です。

2. 入院食費の額は事前に御相談願います。

3. 被保険者の移動は速やかに届出を

入院患者の負担軽減を図るため入院料の額（食事）の給付を除外しておりましたが本年度は（四月一日より）給付です。

2、**入院食費の額は事前に御相談願います。**

被保険者が受診されるについて適正な医療を受けられることが望ましいのですが、特に入院療養される場合、予め役場「国保係」へなるべく連絡するよう願います。

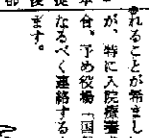

住みよい環境を作りましょう

雪国の春も漸くたけたわですが、この陽気にさそわれて害虫の活動の時期でもありますので、冬中のゴミの処理とともに清掃を徹底いたしましょう。特に左のような事に注意して下さい。

①屋内、屋外の清潔をして床下等の通風を良くすることに努めましょう。

②下水は、いつも水が流れるよう、よくさらっておきましょう。

③水たまりは出来るだけうめたてゝ蚊の発生を防ぎましょう。

④川、池、みぞなどのまわりの雑草等は刈り取って土地を乾燥させ、蚊の住いをなくしましょう。

⑤道路や側溝は時々掃除をして側溝はいつも水が流れるようにしておきましょう。

⑥塵芥をつむ場所は底と周囲をコンクリートにするのが一番理想的ですが、それが出来ないときに塵芥の四隅に杭をうつてムシロ等を利用して囲って下さい。こうすればハエの発生が防げます。

⑦畜舎は常に清潔にし、少くても月二回位は敷わらを取り替えて下さい。尚この時、竹ぼうきで床をはいて、うじをはき集め焼却又は埋却をするようにして下さい。

⑧一戸に一つはゴミ箱を備付けましょう。ゴミは燃やすか、埋めるか、堆肥にしましょう。

⑨便所は常に開放しておきましょう。蓋は、汲取口にフタをする他、蠅に金網を張ってハエの出入を防ぎましょう。

⑩大掃除の際はタタミを上げて日光にあて、ヘリについたホコリを充分取除くと共に床敷を上げて風通しをよくし、床下のホコリのたまっている素らかい土を除きましょう。

犬の登録はおすみでしょうか

皆さんはすでに飼犬の事と思いますが、犬は登録を受けなければ飼うことが出来ません。登録期間は四月三十日までですが、まだ済んでいない方は大至急役場までお出かけの上、登録御注意願います。

犬は必ずつないておき変しよう

今年から犬は必ずつないでおかなければならなくなりました。この規定に違反すると二万円以下の罰金をとられる事がありますから、をうけて下さい。

眼でみる村の姿

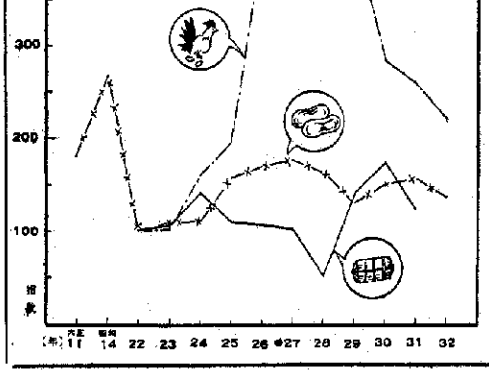

戸籍の窓口から

私の戸籍謄本を下さい

ついこの二、三日さきのこと

客「私の戸籍謄本を下さい」

係「どちら様で」

客「大字何何の○○番地、戸主誰某○○○○○○○」

係「お待ちどうさまでした」

お茶ジョット見て

客「ちょう！オラコの東京のオヂの子供の入学にイルテガンニ名前がないよ」

係「イヤすみません。その名をさきにいってもらうとよかったのですが。実は夫の十年前に戸籍法がすっかり変り、そのとき家中が一つの戸籍に書いてあったが夫婦とその子供だけでつくるように改められました。然し一度に全部の戸籍を書き替えるということはどうしていできないので戸籍の届出が無かったとき新しくつくいたのが余った分はこの四月一日から順々に書き改めることに規則できめられていたので、この間から同う鉢巻で書き始め、いままでオヂサの戸籍の中に居たアンサ夫婦が帳面上独立したわけです。勿論、東京のオッチャンの子供さんの分はこの間、真新しい戸籍に書いたので、その方をつくりますから少しお待ち下さい……」

客「ヤアどうも有難う。これは！〜だまっていても分家したことになったノシ」

係「ハイ、マアそういうことになりますが、昔の分家と違うところはタトイ戸籍と雖も分れていてもオヤッコとしての権利や義務は一つの戸籍にあるとちがわないということです」

客「コンダ謄本をイルドキドウシレバエエガダエ！」

係「大字の名前と番地と筆主の名前。勿論ヨメをモライバ、アンサの名前をいって下されば結構です」

今の問答にある通り、この四月から戸籍改正の仕事を実施することになりました。今の改正の方法の一例です。その他戸籍の編成によっていろ〳〵に変ってくるわけなので、こまかなことをお尋ねのときは係がよく説明申上ます。

この際チョット お承知願いたいことに、今まで婿養子や人夫で当然には妻の方が筆頭者（戸籍の一番前に書く人）になるわけですが、このような人は夫婦双方の申出があれば変更することが認められているわけですからお相談下さい。何しろすっかり改正の終るまでは約二千戸籍について分けたり、書き改めたり、この報告迄含めると紙数二万枚近くなりますのですから、完了するまでは数年かゝる仕事をお迷惑下さいまして戸籍の届出や謄本請求に際し、格段のお協力をお願いいたします。